

サポート一覧

サポートの種類	ステップ	サポート内容	サポート費用 (消費税別)
〔フルケア〕	ステップ①	【留学・教育相談から学校選定】 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 留学・教育相談 ▪ 保護者同伴によるカウンセリングと留学の適性判断 ▪ 学校選定コンサルティングによる出願先の提案と決定 	950,000円
	ステップ②	【出願手続から合格通知取得】 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 願書作成協力、エッセイと面接指導（出願は3校までです。） ▪ 必要書類の作成、翻訳 ▪ 願書提出、学校訪問のアドバイス ▪ 出願校の入学担当者が来日した際、日本での面接サポート ▪ 入学交渉と合格通知取得 	
	ステップ③	【ビザ取得、渡航準備、そして出発】 <ul style="list-style-type: none"> ▪ ビザ取得のための書類作成と大使館・領事館での面接指導、ビザ取得代行（渡航歴や申請条件で代行できない場合もあります。） ▪ 授業料・学校関連費用、小遣い等の外国送金代行 ▪ 入学時の契約書、予防接種、健康診断書、各種許可書の書類作成と提出 ▪ フライト手配、現地送迎手配、入国時の移民局での応対指導、海外留学生保険加入手続き ▪ 出発前オリエンテーション（グループ又は個別対応） ▪ 学校のハンドブックをもとに重要事項確認 ▪ 到着確認 	
	ステップ④	【留学中のサポートやコンサルティング】 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 長期的な学習目標達成や生活状況を把握した上でのコンサルティング ▪ 緊急時の対処（状況によりスタッフが現地に出向き、問題解決にあたります。） ▪ 成績や会計報告をはじめとする学校からのお知らせの解説（翻訳は別途費用が必要です。） ▪ 授業料など学校関連費用、生活費、小遣い等の外国送金代行 ▪ 学校関係者来日の際の個別面談付き添い ▪ ご家族の学校訪問や卒業式など、渡航時のアドバイス ▪ 保護者向けフォローアップセミナー ▪ お子さま・保護者向け大学進学セミナー ▪ お子さま向けクリスマス会開催 ▪ 機関新聞EDICM TODAYの配布 ▪ 休暇時の帰国フライト、現地送迎の手配 	
〔フルケア〕 +オプションA (学校訪問、 面接等同行)		〔フルケア〕のステップ①～④に加え、甲の出願手続時に乙が訪問先に個別のアレンジを組み、乙のスタッフが学校見学や入学面接に同行します。同行期間は、現地での業務開始日から現地での業務終了日までの5日間（現地解散）とし、延長1日につき70,000円（消費税別）を申し受けます。乙の都合により甲の担当以外のスタッフが同行する場合があります。乙の旅費交通費、宿泊費、食費等の実費は別途甲の負担となります。	1,550,000円
〔フルケア〕 +オプションB (入学時同行)		〔フルケア〕のステップ①～④に加え、甲の渡航時（入学時）に乙のスタッフが同行して渡航します。同行期間は、現地での業務開始日から現地での業務終了日までの3日間（現地解散）とし、延長1日につき70,000円（消費税別）を申し受けます。乙の都合により甲の担当以外のスタッフが同行する場合があります。乙の旅費交通費、宿泊費、食費等の実費は別途甲の負担となります。	1,300,000円
〔フルケア〕 +オプションC (学校訪問、 面接等同行) + (入学時同行または 保護者参観イベントや 必要に応じての同行)		〔フルケア〕のステップ①～④に加え、留学初年度中乙が甲の学校訪問に2回同行します。1回目は出願時の学校訪問・面接等のための同行で、同行期間は、現地での業務開始日から現地での業務終了日までの5日間（現地解散）です。甲の出願手続時に乙が訪問先に個別のアレンジを組み、乙のスタッフが学校見学や入学面接に同行します。2回目は入学時、保護者参観イベントまたは甲の依頼により必要に応じて同行します。同行期間は、現地での業務開始日から現地での業務終了日までの3日間（現地解散）とします。なお、同行期間を延長する場合、延長1日につき70,000円（消費税別）を申し受けます。乙の都合により甲の担当以外のスタッフが同行する場合があります。乙の旅費交通費、宿泊費、食費等の実費は別途甲の負担となります。	1,800,000円
〔ベーシックケア1〕		〔フルケア〕のうちステップ①～②を対象とします。	500,000円
〔ベーシックケア2〕		〔フルケア〕のうちステップ①～③を対象とします。	700,000円



アメリカ・カナダ・ヨーロッパ留学 申込書・契約書

【次年度サポート・大学初年度サポート詳細】

サポートの種類	サポート内容	サポート費用 (消費税別)
次年度サポート	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 次年度における〔フルケア〕のステップ④の各業務 ▪ 再入学手続および再渡航のアドバイス ▪ 一時帰国中における国内での学習機関の紹介 ▪ 国内外の進学カウンセリングと推薦状などの作成協力 ▪ 帰国子女・AO枠入試のための情報提供と塾の紹介 	450,000円
高校卒業後の 大学留学 初年度サポート	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 大学の入学書類作成のアドバイスとサポート ▪ 授業料、生活費等の外国送金代行 ▪ 留学中のコンサルティング/メンタリング ▪ ご家族の学校訪問等の渡航手続 ▪ 緊急時の対処 ▪ 就職活動に関する相談と推薦状の作成協力 	300,000円

申込書

申込日(西暦)	年	月	日		
ふりがな		出生国：市県国	国籍		
渡航者氏名					
パスポート表記氏名 ローマ字		パスポート番号			
		有効期限(西暦)	年	月	日
生年月日(西暦)	年	月	日(平成	年： 歳)	
ふりがな					

現住所〒	
------	--

連絡先	
自宅電話番号	自宅FAX番号
本人	携帯電話 Email(PC) Email(携帯)
保護者(1)	携帯電話 Email(PC) Email(携帯)
保護者(2)	携帯電話 Email(PC) Email(携帯)

渡航者学歴				
入学年月(西暦)	履修学年	学校名	担任教師の氏名	
年	月			
年	月			
年	月			

最終学校の住所 〒		
学校電話	FAX	担任のEmail
ふりがな	渡航者との関係	ふりがな
保護者氏名		住所〒 渡航者と異なる場合
保護者の勤務先名	ふりがな	勤務先〒 住所

サポートの種類	渡航希望年月(西暦)	年	月	
	留学予定期間	約	ヶ年	ヶ月

どのようにして当社をお知りになりましたか？	<input type="checkbox"/> 知人の紹介()	<input type="checkbox"/> インターネット	<input type="checkbox"/> その他
-----------------------	-----------------------------------	----------------------------------	------------------------------

<p> <div style="text-align: center;"> 当社記入欄 <input type="checkbox"/>至急手続 <input type="checkbox"/>OPA <input type="checkbox"/>OPB <input type="checkbox"/>OPC </div> </p>

入学予定日(西暦)	入学先学校名(事前研修/サマーも記入)	国/都市名	滞在方法						
年	月	日	<input type="checkbox"/> ホームステイ <input type="checkbox"/> 寮						
年	月	日	<input type="checkbox"/> ホームステイ <input type="checkbox"/> 寮						
年	月	日	<input type="checkbox"/> ホームステイ <input type="checkbox"/> 寮						
サポート費用	支払日(西暦)	金額	渡航年月日(西暦)						
申込金	20	年	月	日	¥	20	年	月	日
中間金	20	年	月	日	¥				
残金	20	年	月	日	¥	20	年	月	日
2年度	20	年	月	日	¥	20	年	月	日
3年度	20	年	月	日	¥	20	年	月	日
4年度	20	年	月	日	¥	20	年	月	日
5年度	20	年	月	日	¥	20	年	月	日

20190930	
----------	--

契約書

渡航者(以下「甲」といいます。)と株式会社海外教育コンサルタンツ(以下「乙」といいます。)は、以下のとおり契約(以下「本契約」といいます。)を締結します。

- 第1条(目的)
本契約は、海外留学を通じ甲の自立の芽を育て、甲が社会に貢献する人間となるように甲のご家族と乙が協力して甲を支援することを目的とします。
- 第2条(契約の成立)
本契約は、甲が乙に対して乙所定の申込書(本契約書左面)により契約を申し込み、乙がこれを承諾し、かつ、甲が申込金350,000円(消費税別)を乙が指定する振込先に振込送金(振込手数料は甲の負担とします。)または現金により支払った時点で成立するものとします。なお、申込金は第4条の各種サポート費用に充当されます。
- 第3条(乙の業務)
乙は、本契約に基づき、本契約書裏面の【サポートの種類】における「サポート内容」記載の各業務(以下「本件業務」といいます。)を行います。
- 第4条(サポート費用)
1 本件業務に関する乙のサポート費用は、本契約書裏面の【サポートの種類】のとおりとします。
2 甲がフルケアのオプションA、オプションB、またはオプションCを選択した場合、乙の請求書に基づき同行開始日の1か月前までに中間金(オプションAは600,000円、オプションBは300,000円、オプションCは600,000円。いずれも消費税別)を振込送金(振込手数料は甲の負担とします。)または現金により支払うものとします。
3 乙は、出願先から合格通知が届き次第、申込金350,000円(消費税別)を控除した各種サポート費用残額について請求書を発行するものとし、甲は、当該請求書に記載された振込先および振込期日までに振込送金(振込手数料は甲の負担とします。)または現金により支払うものとします。
4 第1項のサポート費用には下記の費用は含まれません。
(1) 至急手続費用(甲による本契約の申込みが願書締切日または渡航予定日より起算して90日以内の場合の手続費用)70,000円(消費税別)
(2) 事前研修費用に関する手続費用(事前研修またはサマースクール手続費用は、入学先と同じ学校で実施される場合は50,000円、異なる学校で実施される場合は100,000円)(消費税別)
(3) 願書料、授業料、滞在費、ガーディアン費用、大使館へのビザ申請料、航空運賃その他の交通費、海外留學生保険料などの実費
(4) ステップ2における願書提出は3校までとし、それ以上の出願手続は1校につき80,000円(消費税別)が加算されます。
(5) 外国送金代行費用7,500円/回
(6) 転校手続費用(甲の希望により乙が転校手続を行う場合、下記の費用は出願先1校の場合とし、追加1校につき80,000円(消費税別)が加算されます。)
イ 留学先が同じ国内の場合は150,000円(消費税別) ロ 留学先国が変わる場合は250,000円(消費税別)
エ その他甲が乙に対して第3条に規定する乙の業務以外の事項を依頼した場合における乙の手続費用

- 第5条(渡航先の変更)
1 甲の都合により留学先を変更する場合、甲は乙に対し、事前に変更を申し出るものとします。但し、新プランでの渡航が可能か否かは、乙の判断によるものとします。
2 留学予定校によってプログラムが取り消され、または滞在予定場所が使用不可能になるなどの理由により留学が不可能となった場合、甲および乙が協議した上で留学先を変更するものとします。

- 第6条(解約および返金)
1 甲が甲の都合により留学を取り止める場合、甲は乙に対して書面をもって本契約の解約を通知するものとし、当該書面が乙に到達した時をもって本契約が解約されたものとします。
2 前項の場合、甲は、解約日の区分に応じて、以下のキャンセル料を負担するものとします(下記の【Ⅱ 契約成立日を基準とする区分】と【Ⅲ 渡航予定日を基準とする区分】の双方に該当する場合、より金額が高い解約料が適用されるものとします。)。
【Ⅰ 契約成立日から8日以内】 0円
【Ⅱ 契約成立日を基準とする区分】
イ 本契約成立後9日目～20日目まで 150,000円
ロ 本契約成立後21日目～30日目まで 250,000円
ハ 本契約成立後31日目以降 350,000円
【Ⅲ 渡航予定日を基準とする区分】
ニ 渡航予定日から起算して90日前以降 サポート費用の70%相当額
ホ 渡航予定日から起算して60日前以降 サポート費用の80%相当額
ヘ 渡航予定日から起算して30日前以降 サポート費用の90%相当額
ト 渡航予定日から起算して14日前以降(渡航後を含みます。) サポート費用の100%相当額

- 3 甲が事前研修を受ける場合、事前研修のための渡航予定日を前項の渡航予定日とします。
4 甲が第1項により本契約を解約した場合、乙が甲から既に受領した金額(申込金その他の金員)が第2項のキャンセル料を上回る場合は、乙は甲に対して差額を返金し、下回る場合は乙の請求により甲は速やかに差額を乙に支払うものとします。但し、いずれの場合も振込手数料は甲の負担とします。

- 第7条(契約期間)
1 本契約の有効期間は、本契約成立日から1学年終了後の帰国日(一時帰国を除く。)までとします。但し、第8条に基づき甲が次年度サポートを申し込んだ場合は、本契約は甲の帰国後も継続します。
2 前項の規定にかかわらず、甲が本契約の有効期間満了前に自主退学し、または退学処分を受けた場合、当該日付をもって本契約は終了します。
3 一学年の途中で甲が入学をした場合、契約期間は渡航日を基準として甲および乙が協議した上で決定します。

- 第8条(次年度サポート)
1 甲が、乙に対して次年度サポートを申し込んだ場合、乙は、次年度サポートを行います。サポート内容は、本契約書裏面【次年度サポート詳細】記載のとおりです。
2 甲は、次年度サポート費用を前年度契約期間満了日(学年末の学校終了日)の2か月前までに支払うものとします。但し、当該支払期限以前に学校への再入学等の手続を行う必要がある場合、その手続と同時に乙の次年度サポート費用を支払うものとします。
3 次年度サポートは、翌年の学年末の学校終了日で終了するものとします。

第9条(契約の解除)
甲が以下の各事由の一にでも該当した場合、乙は本契約の全部または一部を解除することができます。

- (1) 甲が所在不明または1か月以上にわたり連絡不能になった場合
(2) 甲が乙に対して虚偽の申立てをしたことが判明した場合
(3) 甲が乙の指定する期限までにサポート費用を支払わない場合
(4) 甲が本契約および乙の「参加規則書」に違反した場合
(5) 甲が留学先国等または日本国の法令、もしくは留学先校の規則に違反し、または公序良俗に反する行為を行ったことにより、乙において本契約の継続が不相当であると認めた場合
(6) 甲がビザまたはパスポートを取得、もしくは更新できなかった場合
(7) 甲が正当な理由なく乙の指示に従わず、本契約の継続が困難になった場合
(8) その他、本契約の趣旨・目的に照らし、本契約の継続が不相当な事情が生じた場合

- 第10条(免責事項)
以下の各事由により、甲に損害が発生した場合であっても、乙は、甲に対し何ら責任を負いません。
(1) 天災、陸海空における不慮の事故、政府公共団体の指令、ストライキ、航空会社の倒産、戦争、暴動、テロ、ハイジャック、流行病、検疫隔離、税関規制、移民局上の問題等の不可抗力。
(2) 現地における火災、交通事故、盗難、詐欺、殺傷事件、成績不振、異性関係、個人の生活、学業、事故等。
(3) ビザまたはパスポートの取得もしくは更新ができなかった場合。なお、ビザの発給は、各国大使館または領事館査証部の独自の判断で決定されるものであり、その判断について乙は何ら責任を負いません。
(4) 甲が乙に対する事前の連絡なく自主的に転校手続、ホームステイ先その他の滞在先の変更を行った場合
(5) その他、乙の責に帰さない事由によって甲に損害が発生した場合。

第11条(運転)
乙は、甲(18歳未満または高校生)の自動車またはオートバイの所持および運転を許可しません。甲が自動車、オートバイなどを運転した場合、乙は、本契約を解除し、以後甲に対するサポートを提供しません。甲が車両の運転をしたために生じた事故に関して乙は一切の責任を負いません。

第12条(保険加入)
甲は渡航前に必ず留學生用の保険に加入するものとします。

第13条(協議事項)
本契約に記載のない事項については、甲と乙が誠意をもって協議して解決することとします。

第14条(合意管轄)
本契約に関する紛争は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、乙が原本を、甲が写しを保有します。

<p> </p>	<p> </p>
----------	----------

甲(自署)	乙 株式会社 海外教育コンサルタンツ 東京都渋谷区神宮前1-10-23 フォンテーヌ原宿ビル 代表取締役 柏倉 眞紀子 代表取締役 糸原 京美
-------	--

甲の保護者(自署)	印
-----------	---